

6 競争の実質的制限

(1) 定義

「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者団体がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することが出来る状態をもたらすこと」（東京高判昭和 26・9・19 東宝スバル事件、東京高判昭和 28・12・7 東宝新東宝事件）と定義される。

そして、学説は、上記の状態をもたらすことができる力を市場支配力と呼び、この市場支配力を形成、維持または強化することを競争の実質的制限と捉えてきた。

さらに近時の最高裁では、『競争を実質的に制限すること』、すなわち市場支配力の形成、維持ないし強化」（最判平成 22・12・17NTT東日本事件）として学説の定義を採用したといわれることがある。その一方で、『一定の取引分野における競争を実質的に制限する』とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい…当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度事由に左右することが出来る状態をもたらすことをいう」（最判平成 24・2・20 多摩談合（新井組） 審決取消請求事件）という、かつての高裁判決の定義を採用するものもある。

あわせるなら「競争の実質的制限とは、価格その他の各般の条件を左右することが出来る状態をもたらすこと、すなわち市場支配力の形成、維持ないし強化である」という形になる。

(2) 基準時

合意により競争の実質的制限が生ずる場合には不当な取引制限が直ちに既遂になる。ゆえに、実質的制限の認定は、合意時を基準に行うべきと考えられる。そこで主に合意以前に存在した事情を考慮することになるが、しかし合意後の事情からさかのぼって合意時における効果の大きさを推認することは可能である。

(3) 認定方法

各種の事実の総合考慮により認定する。

なお「ある程度自由に、価格（等）を左右」できる程度であれば足りるから、一定の取引分野における競争を完全に排除し、価格等を完全に支配することまでは不要である（モディファイヤー）。ゆえに合意で狙ったよりも値上げができなかったり、需要者の一部が値上げに応じなかったりしたとしても、直ちに競争の実質的制限の存在が否定されることにはならない。

(4) モディファイヤーカルテル事件（東京高判平成 22・12・10）